

台湾における特・実同一出願

2013年06月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

台湾専利法（特許、実用新案、意匠の3種）の改正法が2011年12月21日に公布され、2013年1月1日に施行されました。

しかしながら、上記改正法の施行前から一部の条文（専利法第32条、同第41条、同97条、同116条、及び同159条）に対して改正すべき旨が取沙汰されてきました。そのような状況下で、一部の国会議員が、改正法案を作成し、2013年5月31日に立法院に提出し、この改正法案が立法院を通過しました。なお、今回の改正法は、2013年6月13日に施行されました。

以下に、上記改正法のうち、専利法第32条、第41条、第116条に係る特・実同一出願について説明します。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : jplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.